

死刑制度調査会の設置及び死刑執行の停止に関する法律案

(通称「日弁連死刑執行停止法案」)

二〇〇八年三月一二日 日本弁護士連合会

(趣旨)

第一条 この法律は、我が国における死刑の制度上及び運用上の問題点にかんがみ、死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び見直しを行うため、一定期間、死刑確定者に対する執行を停止するとともに、その間に国会及び政府の取り組むべき課題等を定め、もって刑事司法制度の改善及び基本的人権の擁護を図ることを目的とする。

(死刑制度調査会の設置)

第二条 衆議院及び参議院(以下「両議院」と総称する。)は、死刑制度の存廃その他死刑制度に関する次に掲げる事項についての調査を行うため、各議院に死刑制度調査会を設ける。

- 一 死刑制度の運用状況
- 二 死刑を法定刑とする罪に係る事件(以下「死刑事件」とする。)の量刑の実情
- 三 死刑事件に関する誤判防止のための刑事司法制度の在り方
- 四 死刑に直面する者に対する権利保障、死刑確定者の処遇等
- 五 世界における死刑制度の動向
- 六 死刑の犯罪抑止効果及び死刑執行停止期間中の犯罪情勢の推移
- 七 死刑に代わる最高刑の在り方
- 八 死刑を法定刑とする犯罪の範囲の適否

(死刑制度調査会の権限等)

第三条 死刑制度調査会は、前条の調査に関し必要があるときは、国に対し、死刑に関する情報の開示を求めることができる。

2 死刑制度調査会は、前条の調査のため、公聴会の開催及び参考人の調査を行い、広く国民の意見を聴取する。

(報告書の提出)

第四条 死刑制度調査会は、第二条の調査を終えたときは、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、これをそれぞれの議院の議長に提出するものとする。

(設置期間)

第五条 死刑制度調査会の設置期間は、その設置の日から起算して五年を経過する日までとする。

(委任)

第六条 第二条から前条までに規定するもののほか、死刑制度調査会に関する事項は、両議院がそれぞれの規則で定めることができる。

(死刑に関する情報公開)

第七条 国は、死刑に関する国民的な議論を行い、国会における死刑制度に関する調査に資するため、死刑に関する情報を公開しなければならない。

(死刑の執行の停止に関する刑事訴訟法の特例)

第八条 法務大臣は、この法律の施行の日から、第五条に規定する死刑制度調査会の設置期間の末日までの間、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四百七十五条の規定にかかわらず、死刑の執行を命令してはならない。

附 則

この法律は、政令で定める日から施行する。